

四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方

令和6年9月27日（金曜）から10月28日（月曜）までに「四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案（以下「要綱」といいます。）及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例案（以下「条例」といいます。）」に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり意見の提出があり、その意見に対する本市の考え方をまとめましたので、公表します。

1 意見提出者数：2名（連名での提出）

2 意見提出件数：4件

3 意見の概要と市の考え方：次表のとおり

【表中の「区分」について】

○：意見の全部又は一部を要綱又は条例に反映したもの

△：既に意見の全部又は一部を要綱又は条例に反映してあるもの

□：本件意見提出手続の対象とならないもの

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>要綱第8条第3項の別表第1において、「保護者のいずれかが保育士の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している」ときの基準点を70点としているが、市内のこどもルームで就労している支援員についても、同様の基準を設けていただきたい。</p> <p>保育士について、その確保又は継続雇用を推進するため優先入所の対象とするならば、支援員についても同様に取り扱うべきものであると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、市内のこどもルームにおける支援員については、その確保又は継続雇用を推進すべきものであると認められますので、「保護者のいずれかが放課後児童支援員として市内の放課後児童健全育成事業所で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している」ときの基準点を70点とするものとして、要綱を修正します。</p>	○

No.	意見の概要	市の考え方	区分
2	<p>要綱第8条第3項の別表第1において「保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある」ときの基準点を30点としているが、育児休業の期間にあるときは、当該基準点を付す対象となるのか。</p> <p>「出産後間がない状態」に該当する期間が明記されていないため、人によって捉え方が変わる可能性がある。</p>	<p>要綱第9条第3号により、四街道市保育の必要性の認定に関する規則第3条第2号の事由(妊娠中であるか又は出産後間がないこと)に該当する場合の入所期間の範囲を、「保護者の出産の予定日以前8週間に当たる日から出産の日後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで」と規定しております。</p> <p>従いまして、「出産後間がない状態」に該当する期間については、入所期間と同様に「出産の日後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで」となるものであり、これを超える期間においては、保護者のいずれかが育児休業中であっても、「保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある」ときの基準点を付す対象にはなりません。</p>	△
3	<p>要綱第6条において、入所対象児童を入所させるべきこどもルームの選定事由に「保護者の希望」が含まれているが、この事由を削除していただきたい。</p> <p>保護者によって、個別のこどもルームについて得られる情報の量に差があるため、入所先が保護者の任意となれば、得られる情報が少ない保護者にとって不利な状況となる。</p> <p>また、保護者が希望する入所先を、入所対象児童が希望していない可能性がある。</p> <p>さらに、入所児童が特定のこどもルームに偏る恐れがある。</p> <p>以上のことから、入所先の選定は、市に一任すべきものであると考える。</p>	<p>選定事由としての「保護者の希望」は、在籍する小学校のこどもルームにおいて児童の受入れができない場合等に、入所先を選定するため必要な事由であるものと考えます。</p> <p>なお、要綱第6条は、入所対象児童の入所先について、様々な事由を踏まえた上で、市長(事務の担当は健康こども部保育課)の判断で選定することを規定するものであり、「保護者の希望」は、その判断のための一要素として例示するものです。</p> <p>従いまして、入所先の選定に当たっては、ご懸念いただきました状況が生じないように、児童の安全確保、各こどもルームの利用状況等の把握に注力してまいります。</p>	△

No.	意見の概要	市の考え方	区分
4	<p>こどもルーム条例に、こどもルーム運営事業における最低基準等を規定していただきたい。</p>	<p>こどもルームは、放課後児童健全育成事業として運営するものであり、同事業における最低基準は、四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により規定しております。</p>	□